

五監公告第15号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年10月24日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 措置を講じた団体等

五泉市村松観光開発会館
（指定管理者 黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー）

商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の期間

令和6年8月30日～令和6年9月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

	監査の結果(指摘事項)	措置内容
①	五泉市村松観光開発会館等管理規則第2条では、会館の使用にあたっては、定められた様式の使用申込書にて申請することが規定されているが、申請者に対し使用申込書の提出を求めている状況が見られる。申請者の情報について適切に保管するとともに、規則に基づく適正な管理運営に努められたい。	今後はこのようなことがないように、規則に基づく適正な事務処理に努めてまいります。
②	警備及びリフト点検業務の再委託の契約書において、契約期間の自動更新条項がある契約が締結されている。 後年度予算の裏づけのない契約では、自動更新条項を設けられないことから、速やかに契約変更の対応をされたい。	警備及びリフト点検業務の再委託について、更新せずに今年度で契約を終了する旨相手方に通知し、契約変更いたしました。 今後は、このようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいります。